## 仕事と税金

## ■鉱区税(県税)

この税は、地下の埋蔵鉱物を試掘・採掘するという権利を与えられて いることに対して課税されるものです。



県内に鉱区を持っている鉱業権者



鉱区の種類		納める額			
砂鉱を目的としない鉱区	試掘鉱区	面積100アールごとに	年200円		
	採掘鉱区	面積100アールごとに	年400円		
砂鉱を目的とする鉱区	河床	延長1,000メートルごとに	年600円		
	その他のもの	面積100アールごとに	年200円		



※ただし、石油や可燃性天然ガスを目的とする鉱区は上記の金額の2/3です。

中告・・・鉱業権の取得、消滅又は変更の日から7日以内です。

納税・・・納税通知書による納期限(5月末日)までに、納めます。

## 什事と税金

## 狩猟税 (県税)

この税は、猟銃・わな・空気銃等により狩猟をするために県から狩猟 者の登録を受ける人に課税されるもので、鳥獣の保護及び管理並びに狩 猟に関する費用にあてられる目的税です。



「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」による狩猟者の登録を受ける人



	税額	納める額			
免許区分		一般	対象鳥獣 捕獲員	認定鳥獣捕獲等 事業者の捕獲 従事者	有害鳥獣捕獲許可を有している者
/// 1主物のがいつしは1	①県民税の所得割額の納付を要する者	16,500円	O円	0円	8,200円
	②県民税の所得割額の納付を要しない者	11,000円			5,500円
▮ 網猫免許 ▮	③県民税の所得割額の納付を要する者	8,200円			4,100円
	④県民税の所得割額の納付を要しない者	5,500円			2,700円
わな猫免許 <b> </b>	⑤県民税の所得割額の納付を要する者	8,200円			4,100円
	⑥県民税の所得割額の納付を要しない者	5,500円			2,700円
第二種銃猟免許 (空気銃[ガス銃を含む])	-	5,500円			2,700円

※②、④、⑥に該当する者のうち、県民税の所得割額の納付を要する者の同一生計配偶者又は扶養親族(農林水産業に従事 する者を除く)に該当する者は、それぞれ①、③、⑤の税額となります。



狩猟者の登録を受ける際に合わせて申告を行い、県の証紙で納めます。